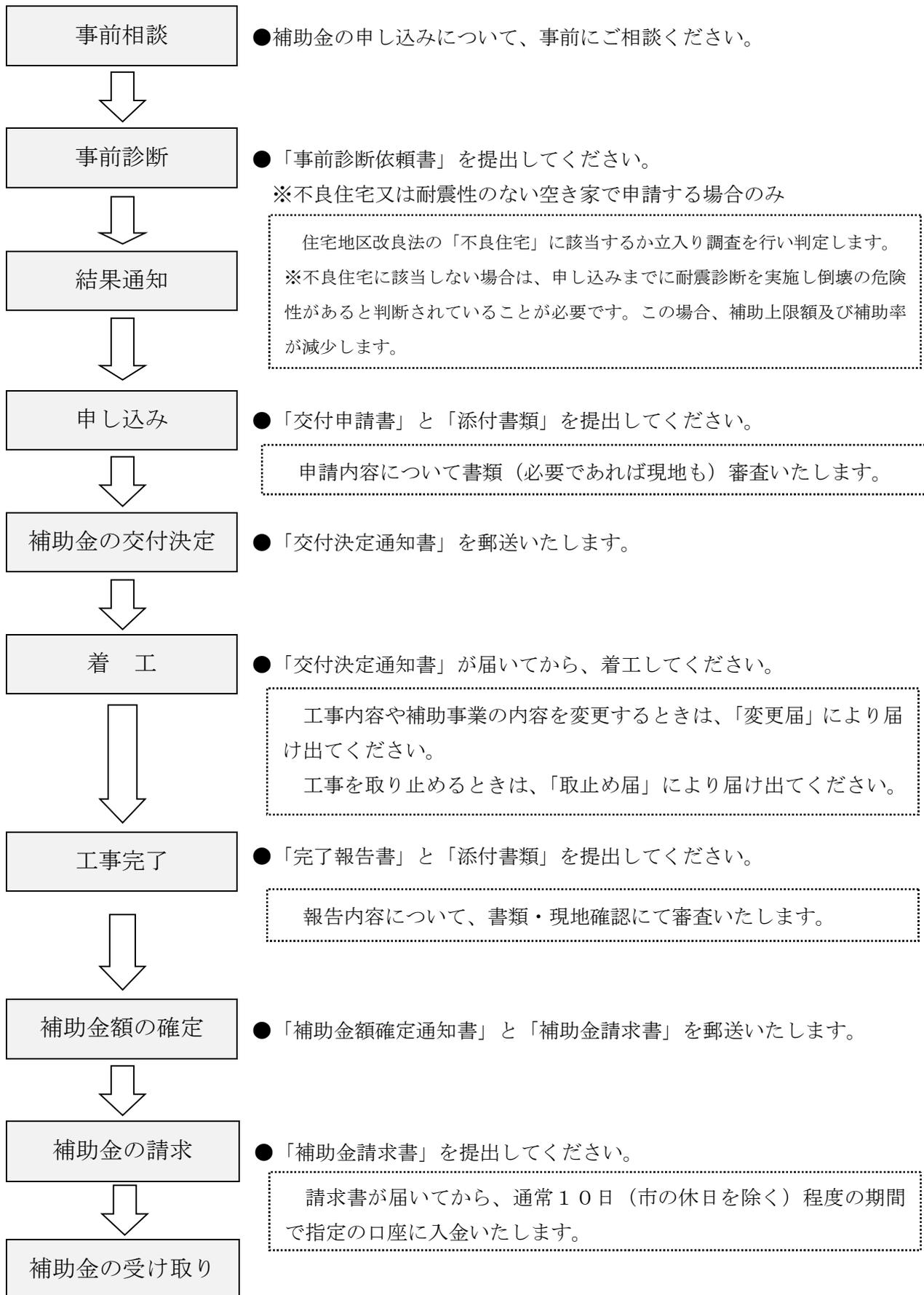




## ●事前相談から補助金の受け取りまで



※解体、除却後は、空き地の適切な管理をしてください。

## ●対象空き家

- ・ 空家法の空家等であること
- ・ 空家法の特定空家等となり、同法第22条の命令を受けていない空き家
- ・ 市内にある空き家
- ・ 国又は地方公共団体から補助を受けていない建築物
- ・ 次のいずれかの空き家
  - ア 事前診断により住宅地区改良法の不良住宅と判定されたか、又は耐震性がないと判断され、接道が無く建て替えができない敷地に建つ空き家（事前診断の結果により、補助率と額が変わります。）
  - イ 接道が無い敷地又は狭小敷地を隣接地所有者が取得して10年間以上一体利用しようとする場合の当該接道が無い敷地又は狭小敷地に建つ空き家
    - ※除却費用が公的な方法により算定した当該空家の敷地及び建物の売買想定価格を上回るもの など

## ●対象者

- ・ 空き家の所有者等（二親等以内の親族を含む）
- ・ 地方税を完納している方
- ・ 事例として紹介されることに了承いただける方 など

## ●対象工事

- ・ 着手前の工事（交付決定を受けた後に着手する工事）
- ・ 市内に本社を有する事業者又は市内に住所を有する個人が行う工事
- ・ 空き家の全てを除却し、敷地を更地にする工事

## ●補助金額

- ・ 上記ア（※不良住宅である場合）・イの場合、次のいずれか低いほうの額
  - ※上限は100万円、千円未満は切り捨て
  - (1) 補助対象工事に要した費用のうち、5分の4に相当する額
  - (2) 床面積1㎡につき2万円の額
- ・ 上記アで不良住宅でない場合で、耐震性がない空き家の場合、補助対象工事に要した費用のうち23%に相当する額 ※上限は50万円、千円未満は切り捨て

## ●事前診断 ※不良住宅要件で申請する場合に限りです。

住宅政策課の窓口へ下記書類を提出してください。なお、書類は返却いたしません。

補助金申請に係る不良住宅の事前診断依頼書（様式第1号）

※ 事前診断の判定は依頼された年度のみ有効です。翌年度以降に交付申請される場合、再度事前診断の依頼が必要です。

## ●申し込み方法

住宅政策課の窓口へ下記書類を提出してください。なお、書類は返却致しません。

### ■ 必ず提出するもの

- ① 川口市空家除却補助金交付申請書（様式第3号）
- ② 建物登記事項証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの。）
- ③ 誓約書（様式第4号）
- ④ 地方税が完納されていることの証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの。）
- ⑤ 工事業者の許可証
- ⑥ 工事見積書
- ⑦ 着工前の現場写真

### ■ 必要に応じて提出するもの

- ⑧ 戸籍謄本、続柄の記載された住民票（所有者等の二親等以内の親族が申請者となる場合）
- ⑨ 名寄帳の写し（申請者が空家の存する敷地を所有している場合）
- ⑩ 売買契約書の写し（申請者が②に記載された所有者と異なる場合）
- ⑪ 耐震診断の結果の写し（事前診断の結果、不良住宅に当たらないものと判断された場合）
- ⑫ 誓約書（様式第5号）（隣接地との一体利用で申請する場合）
- ⑬ 不動産鑑定評価書又は固定資産税評価証明書（隣接地との一体利用で申請する場合）

## ●完了報告

工事完了後、期限までに下記書類を提出してください。なお書類は返却致しません。

### ■ 必ず提出するもの

- ① 川口市空家除却補助金完了報告書（様式第9号）
- ② 除却工事請負契約書の写し（印紙を貼付したもの）
- ③ 領収書の写し（印紙を貼付したもの）
- ④ 補助対象工事に要した費用の内訳を示す書類
- ⑤ 完了後の現場写真

※ 上記必要書類が完備されない場合、補助金の対象となりません。  
なお、書類審査等の上で上記以外の書類提出を求める場合があります。